

アンチ・ドーピング規程

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という）のアンチ・ドーピングの活動について必要な事項を定める。

（適用対象者）

第2条 本規程は、以下に対して適用される。

- （1）本協会およびその役職員ならびに委員会委員等の関係者
- （2）競技者
- （3）サポートスタッフ
- （4）本協会の権限下にあるその他の人
- （5）加盟団体（その下部組織を含む）

（日本アンチ・ドーピング機構との連携・協力）

第3条 本協会は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）が行うアンチ・ドーピング活動について連携、協力、支援するとともに、日本アンチ・ドーピング規程（以下、「日本規程」という。）、世界アンチ・ドーピング規程（以下、「世界規程」という。）、国際基準に基づく義務を履行する責任を負う。

（日本スポーツフェアネス推進機構との連携・協力）

第4条 日本規程に基づく一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構（以下、「J-Fairness」という。）の権限と責務を尊重し、J-Fairness および JADA と連携、協力しドーピング検査体制の中立性と独立性の確保を確実なものとする。

（本協会の役割と責務）

第5条 本協会は、日本規程第22条に定める役割と責務を負う。

- 2 本協会は、加盟する国際競技連盟から世界規程第20.3項に基づき求められた事項を履行する責任を負う。
- 3 本協会は、教育に関する国際基準に基づき、競技者およびサポートスタッフらへの教育の実施のため、教育計画策定、実施、モニタリング、評価を行うものとする。

（競技者の役割と責務）

第6条 競技者は、日本規程第24条に定める役割と責務を負う。

（サポートスタッフの役割と責務）

第7条 サポートスタッフは、日本規程25条に定める役割と責務を負う。

（結果管理手続、決定の効力）

第8条 アンチ・ドーピング規則違反が問われるすべての事案は、当該事案を管轄する結果管理管轄機関の手続により処理され、その決定は本協会（その加盟組織および下部組織を含む）を拘束する。

（活動評価）

第9条 本協会は、JADAが行う本協会の活動についての評価を応諾し、資料提供等を行うものとする。

2 本協会は、前項の活動評価の結果において改善が必要とされた事項について、JADAと連携し、その改善に努めるものとする。

（不服申立て）

第10条 日本規程第12条に基づいてJADAが本協会に課す制裁処分については、同規程第13.2.3.5項に定める通り本協会は日本スポーツ仲裁機構に対して不服申立てをすることができる。

（他の署名当事者等の決定の拘束力）

第11条 署名当事者であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関、スポーツ仲裁裁判所（CAS）の行った決定は、JADAおよび本協会に対して自動的に拘束力を有する。

（解釈）

第12条 本規程において使用される用語は、世界規程および日本規程ならびに国際基準に従って解釈されるものとする。解釈における矛盾が生じた場合は、世界規程および日本規程ならびに国際基準が本規程に優先されるものとする。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。

附則

1 この規程は、2022年4月1日から施行する。

2 この規程は、2025年10月22日から施行する。